

## 入善町木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町補助金等交付規則(昭和35年入善町規則第2号。以下「規則」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、木造住宅の耐震改修、住宅の屋根瓦の耐風改修及び危険なブロック塀等の除去(以下「木造住宅耐震改修等」という。)を支援することを目的として行う木造住宅耐震改修等支援事業費補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。)の一般診断法又は精密診断法により、地震に対する安全性を診断すること。
- (2) 耐震改修 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による耐震改修
- (3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅の一部に限定して改修を行う工事で、富山県知事が別に定める技術基準に適合させる耐震改修
- (4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、住宅全体の総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、0.7以上1.0未満とする耐震改修
- (5) 一般診断法表等 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表、その他町長がこれらに準ずると認めたもの
- (6) 耐風診断 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士又は瓦屋根工事技師が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定(以下「告示基準」という。)への適合を確認するために行う瓦屋根の診断をいう。
- (7) 耐風改修 令和3年12月31日以前に施工された瓦屋根で告示基準に適合しない屋根全面を強風に対して安全な構造とすること。
- (8) 住宅 一戸建ての住宅をいい、店舗などの用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む。
- (9) 旧基準木造住宅 次に該当する住宅、その他町長が認めた住宅

- ア 一戸建てのもの
  - イ 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの
  - ウ 木造で階数が 2 以下のもの
  - エ 在来軸組工法によるもの
- (10) 避難路 住宅から避難場所へ通じる道路
- (11) 瓦屋根 粘土瓦及びセメント瓦による屋根
- (12) 危険ブロック塀等 次のいずれかに該当するもの
- ア 補強コンクリートブロック造で、別表第 1 に掲げる基準を 1 項目でも満たしていない塀及び門柱
  - イ 組積造で、別表第 2 に掲げる基準を 1 項目でも満たしていない塀及び門柱
  - ウ 著しい傾きやひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀
- (補助金の交付)

第 3 条 町長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的として、住宅の所有者が社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年国官会第 2317 号)附属第Ⅲ編第 1 章イ—16—(12)—①第 1 項第二号ハで規定する住宅に係る耐震化のための計画の策定(同一年度内に耐震改修を開始する補強計画及び耐震改修設計に限る。)に要する費用、第 3 項第一号で規定する住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業に要する経費、同第 11 項第二号で規定する屋根の耐風改修に関する事業に要する経費、同第 12 項第二号で規定するブロック塀等の耐震改修、建替え又は除却を行う事業並びに同第 2 章第 2 効果促進事業(前条第 11 号ウの除却に限る。)に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第 4 条 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかの工事費とする。

- (1) (2)から(4)までの耐震改修のための計画策定
- (2) 耐震診断において総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0 以上とする耐震改修(ただし、部分耐震改修に対する補助金の交付を受けた住宅を除く。)

- (3) 耐震診断において総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について実施する部分耐震改修
- (4) 耐震診断において、総合判定が 0.7 未満と診断された旧基準木造住宅について実施する段階的耐震改修
- (5) 瓦屋根の耐風改修
- (6) 避難路に面した危険ブロック塀等の除却
- (7) 前号の除却後に行う塀又は門柱の設置
- (8) その他町長が認めた耐震改修

(補助金の交付額等)

第 5 条 前条(1)による各耐震改修のための計画策定 1 件あたりの補助金の額は、計画策定費の 3 分の 2 以内とし、200 千円を限度とする。

2 前条第 2 号から第 4 号までに定める耐震改修の 1 戸あたりの補助金の額は、補助対象経費の 5 分の 4 以内とし、120 万円を限度とする。また、段階的耐震改修を終えた後に実施する場合においては、既に交付を受けた補助金の額を控除した額とする。

3 利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については、前条第 2 号から第 4 号までの各号に掲げる補助金の額から耐震改修工事費の 5 分の 2（575 千円を超える場合は 575 千円）を減ずる。

4 前条第 5 号による各耐風改修 1 戸あたりの補助金の額は、耐風改修工事費（24 千円/㎡に屋根面積（㎡）を乗じた額又は 2,400 千円のいずれか低い額を限度とする。）に 100 分の 23 以内とし、552 千円を限度とする。

5 前条第 6 号による除却 1 件あたりの補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、12 万円を限度とする。

6 前条第 7 号による設置 1 件あたりの補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、6 万円を限度とする。

7 前条第 6 号及び第 7 号に要する費用の合計額は、1 m あたり 10 万円に対象となる危険ブロック塀等の総延長(m)を乗じた額を限度とする。

(申請書の添付書類)

第 6 条 規則第 4 条による補助金交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(耐震化計画策定)(様式第1号)
- (2) 事業計画書(耐震改修)(様式第2号)
- (3) 事業計画書(耐風改修)(様式第3号)
- (4) 事業計画書(危険ブロック塀等除却等)(様式第4号)
- (5) 収支予算書(様式第5号)
- (6) 改修工事前の一般診断法表等
- (7) 改修工事後の一般診断法表等(予定)
- (8) 耐風診断の結果報告書の写し
- (9) 工事費の見積書
- (10) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに町長に報告してその承認又は指示を受けること。
- (2) その他補助金交付の決定をする場合に町長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

(事業完了届出等の添付書類)

第8条 規則第6条の規定による事業完了届出等に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(耐震化計画策定)(様式第6号)
- (2) 事業実績書(耐震改修)(様式第7号)
- (3) 事業実績書(耐風改修)(様式第8号)
- (4) 事業実績書(危険ブロック塀等除却等)(様式第9号)
- (5) 収支決算書(様式第10号)
- (6) 改修工事後の一般診断法表等
- (7) 改修工事後の瓦屋根について、瓦屋根診断技士等が告示基準に適合し、又は同等の耐風性能を有することを証明する書類
- (8) 工事及び計画策定請負契約書の写し
- (9) 当該工事に係る補助対象額が確認できる書面の写し
- (10) 当該工事及び計画策定に要した費用の支払いが確認できる書面の写し

- (1) 第4条第2号から第4号までに定める耐震改修の場合、改修前後の平面図
  - (2) 補強部位の写真
- (その他)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 補強コンクリートブロック造の塀又は門柱の判断基準

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m以下
2 厚さ	(高さ2m以下の場合) 10cm以上 (高さ2m超2.2m以下の場合) 15cm以上
3 控え壁	(高さ1.2m超の場合) 長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	(高さ1.2m超の場合) 30cm以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない
7 鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている

別表第2（第2条関係） 組積造の塀又は門柱の判断基準

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上
3 控え壁	壁の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ深さ	20cm以上
6 劣化状況	著しい傾きやひび割れがない

様式第1号（第6条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
事業計画書（耐震化計画策定）

住宅	所在地	
	建築年月	年 月
	階数	・1階建て ・2階建て
診断者	氏名	
	資格	・一級建築士 ・二級建築士・木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事前の耐震診断の方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他

様式第2号（第6条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
事業計画書（耐震改修）

住宅	所在地	
	建築年月	年 月
	階数	・1階建て ・2階建て
	工法	・伝統的工法 ・在来軸組工法
	延べ面積	平方メートル
診断者	氏名	
	資格	・一級建築士 ・二級建築士・木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事前の耐震診断の方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他
改修工事後の耐震診断の方法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他
改修方法	改修方法 ※	・全階 ・1階 ・1室 ・段階
	改修前Iw値	( )
	改修後Iw値	( )
工事予定期間		年 月から 年 月まで

※ 1階又は1室の場合は、改修後Iw値に当該部分の数値を（ ）内にて記載すること。

様式第3号（第6条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
事業計画書（耐風改修）

所在地	
所有者	
屋根面積	
工事予定期間	年 月 から 年 月 まで

様式第4号（第6条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
事業計画書（危険ブロック塀等除却等）

所在地	
所有者	
管理者	
危険ブロック塀等の除却	
構造	
高さ	
長さ	
工事予定期間	年 月 から 年 月 まで
塀又は門柱の設置	
有 無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
構造	
高さ	
長さ	
工事予定期間	年 月 から 年 月 まで

様式第5号（第6条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
収支予算書

歳入予算

（単位：千円）

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

歳出予算

（単位：千円）

区 分	金 額
計	

様式第6号（第8条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
実績報告書（耐震化計画策定）

住宅	所在地	
	建築年月	年 月
	階数	・ 1階建て      ・ 2階建て
診断者	氏名	
	資格	・ 一級建築士    ・ 二級建築士・木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事前の耐震診断の方法		・ 一般診断法    ・ 精密診断法    ・ その他
改修工事交付決定日		年 月

様式第7号（第8条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業

実績報告書（耐震改修）

住宅	所在地	
	建築年月	年 月
	階数	・ 1階建て ・ 2階建て
	工法	・ 伝統的工法 ・ 在来軸組工法
	延べ面積	平方メートル
診断者	氏名	
	資格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改修工事前の耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改修工事後の耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改修方法	改修方法 ※	・ 全階 ・ 1階 ・ 1室 ・ 段階
	改修前Iw値	( )
	改修後Iw値	( )
工事期間		年 月から 年 月まで

※ 1階又は1室の場合は、改修後Iw値に当該部分の数値を（ ）内にて記載すること。

様式第8号（第8条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
実績報告書（耐風改修）

所在地	
所有者	
屋根面積	
工事期間	年 月 から 年 月 まで

様式第9号（第8条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
実績報告書（危険ブロック塀等除却等）

所在地	
所有者	
管理者	
危険ブロック塀等の除却	
構造	
高さ	
長さ	
工事期間	年 月 から 年 月 まで
塀又は門柱の設置	
有 無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
構造	
高さ	
長さ	
工事期間	年 月 から 年 月 まで

様式第10号（第8条関係）

年度入善町木造住宅耐震改修等支援事業  
収支決算書

歳入決算

（単位：千円）

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

歳出決算

（単位：千円）

区 分	金 額
計	